

いじめ防止等対策の取り組みについて
【令和6年度に実施した改善のための措置】

富山高等専門学校(本郷)

	点検項目	令和5年度の実績に対する自己評価	改善のための措置	改善時期
1	機構のいじめ防止等対策ポリシー1条に規定されている「いじめ」の定義について、全教職員の共通理解を図り、いじめの認知が確実に実行されるよう意識啓発を行った。	令和5年12月18日に教職員を対象にいじめ防止研修会を開催し、「いじめ」の定義について共通理解を図るとともに、いじめの認知が確実に実行されるよう意識啓発を行った。	今年度も引き続き、教職員を対象に研修会を実施し、意識啓発を行った。 今後、教職員に対しいじめの理解度チェックを行い、いじめの定義や知識の定着を促す取組を行う予定である。	令和7年2月以降
2	定期的(2ヶ月に1度)に「学校いじめ対策委員会」を開催し、いじめやいじめの疑いのある事例について情報共有したり、各事例への対応方針を協議したりした。	2カ月に1度以上の頻度で、定期的にいじめ防止対策委員会を開催しており、令和5年度は16回開催した。 開催月:5月(1回)、6月(2回)、7月(2回)、8月(1回)、9月(1回)、10月(3回)、12月(1回)、令和6年1月(3回)、2月(1回)、3月(1回)	今年度も引き続き、2カ月に1度以上の頻度で定期的に委員会を開催するとともに、教職員からいじめの疑いがあるとの報告を受け、臨時に委員会を開催した。 令和6年度:11回開催(4月(1回)、5月(1回)、6月(1回)、7月(1回)、8月(1回)、9月(1回)、10月(1回)、12月(2回)、1月(2回))	-
3	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、教職員に対し1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	教職員を対象としたいじめ防止研修会を令和5年12月18日に実施した。なお、当日参加できない職員に対して、オンデマンドでも参加できるようにした。	今年度も引き続き、教職員を対象に研修会を実施した。当日参加できない教職員に対して、後日、オンデマンドでも聴講できるようにした。	-
4	学校がいじめの防止等の対策を組織的に推進することができるために、「学校いじめ対策委員会」が行う職務内容を定めて、全教職員に周知した。	学内グループウェアにて「いじめ防止対策委員会規則」に加え、機構の「いじめ防止等対策ポリシー」、本校の「学校いじめ防止等基本計画」、「学校いじめ防止プログラム」、「いじめ早期発見・事案対処マニュアル」等も掲載し、日常的に閲覧可能とし、令和5年12月18日に教職員を対象にいじめ防止研修会の際に周知した。	今年度も引き続き、教職員に周知し、グループウェアで日常的に閲覧できるようにしている。	-
5	いじめの未然防止や早期発見のための取組について、「学校いじめ対策委員会」が年間計画(学校いじめ防止プログラム)を策定して全教職員に周知した。	令和6年度の学校いじめ防止プログラムについて、令和6年3月27日に開催した教員会議で周知を行い、グループウェアで日常的に閲覧できるようにした。	今年度も引き続き、教職員に周知し、グループウェアで日常的に閲覧できるようにしている。	-
6	いじめの問題を一人で抱え込むことがないようにするために、教職員が学生の気になる様子を把握した場合に、「学校いじめ対策委員会」へ報告することを徹底した。	令和5年12月18日に開催したいじめ防止研修会において、いじめの疑いがある場合には、「いじめ早期発見・事案対処マニュアル」に従い、いじめ防止対策委員会へ報告することを改めて周知を行った。 また、学生や保護者からの相談を受ける等により学生の気になる様子を把握した教職員から、いじめ防止対策委員会に随時報告があり、その報告に基づき委員会を開催して対応を検討した。	今年度も引き続き、いじめの疑いがある場合にはいじめ防止対策委員会へ報告することを教職員に周知・徹底した。 学生の気になる様子を把握した教職員から随時報告を受け、臨時にいじめ防止対策委員会を行った。	-
7	機構のいじめ防止等対策ポリシー第16に規定されている「重大事態」の定義について、全教職員に周知しているとともに、重大事態に関する「事実関係を把握するための調査」の実施に当たっての「学校いじめ対策委員会」の役割を定めている。	機構のいじめ防止等対策ポリシー第16に規定されている「重大事態」の定義について令和5年12月18日に開催したいじめ防止研修会において、改めて周知した。 重大事態に関する「事実関係を把握するための調査」の実施に当たっての「学校いじめ対策委員会」の役割については、本校の「学校いじめ防止等基本計画」に定めている。 機構の「いじめ防止等対策ポリシー」及び本校の「学校いじめ防止等基本計画」については、学内グループウェアにて日常的に閲覧可能としている。	今年度も引き続き、教職員に周知し、グループウェアで日常的に閲覧できるようにしている。	-
8	いじめの事案について、学生の実態や指導の経過等の情報が関係教職員で共有できるようにしている	事案が発生した場合、学生の実態や指導の経過等の情報をいじめ防止対策委員会にて審議・情報共有し、Teamsで対策用のチャットチームを作成し、関係教職員において情報共有を行った。	今年度も引き続き、事案が発生した場合、学生の実態や指導の経過等の情報をいじめ防止対策委員会にて審議・情報共有し、Teamsで対策用のチャットチームを作成し、関係教職員において情報共有を行った。	-
9	令和4年度の実績に対し、学校いじめ防止等基本計画、学校いじめ防止プログラム、早期発見・事案対処のマニュアルが実行性のあるものとなっているかを検証し、令和5年度の実施計画に反映しているか	実際の事例を踏まえ実行性を確認したうえで、いじめ防止対策委員会において実施計画(学校いじめ防止プログラム)の見直し・更新を行った。	高専機構のポリシー・ガイドラインの改訂に伴い、令和7年度に向けて、本校の基本計画、プログラム、マニュアル等の再整備を行う予定である。	令和7年2月以降
10	学生を対象に、いじめを把握するためのアンケートを定期的に(年4回以上)実施するとともに、その内容を「学校いじめ対策委員会」等、教職員間で共有できるようにした。	学生間がいじめに関する調査を2回実施し、調査結果をいじめ防止対策委員会にて共有した。 あわせて、学生相談室において、適応感尺度調査及びHyper-QUなどを年2回実施し、気になる学生については個別面談を行い、いじめに繋がりがちな学生の面談結果をいじめ防止対策委員会にて共有した。	今年度も引き続き、学生間がいじめに関する調査を2回実施し、調査結果をいじめ防止対策委員会にて共有した。あわせて、学生相談室において、適応感尺度調査及びHyper-QUなどを年2回実施し、気になる学生については個別面談を行い、いじめに繋がりがちな学生の面談結果をいじめ防止対策委員会にて共有した。 合計4回行った調査については回答率100%となるよう推進しており、未回答の学生に自動送信ツールで回答を促すよう送信している。	令和6年7月
11	「学校いじめ対策委員会」の構成員の一人として、スクールカウンセラーを含み役割を明確にしているとともに、スクールカウンセラーが得た情報を、教職員間で共有できるようにしている	いじめ防止対策委員会内で、学生間がいじめに関する調査(年2回)の調査結果について対応を審議する際に、学生相談室からスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの面談結果等、同室が持っている情報について共有し、具体的な対応をとっている。 なお、個別にいじめ事案が発生した場合についても、必要に応じて本校のスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーに参加させ情報共有できる体制をとっており、令和6年2月1日のいじめ防止対策委員会にスクールカウンセラーが参加し、いじめ事案への対応について検討した。	今年度も引き続き、個別にいじめ事案が発生した場合等、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーがいじめ防止対策委員会の構成員として参加し、面談結果等学生相談室が持っている情報を、適切な範囲の教職員間で共有するとともに、いじめへの具体的な対応をとっている。	-
12	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、学生に対し1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	令和5年5月23日に両キャンパスの1年生全員に対し、「SNSについての注意」の講習を実施し、最近多くなっているSNSによるいじめ防止に関する研修を行った。 本郷キャンパスでは9月の1年生の特別時間割、射水キャンパスでは6月の1年生の保健の時間においてスクールカウンセラーによる心理教育研修を行った。 また、学生間がいじめに関する調査を実施する際、いじめの定義やどのような行為がいじめに該当するか考えさせ理解を深めるようにした。 学生相談室発行の「相談室だより」で友達との関わり方や人間関係に関する意識啓発を行った。	令和6年度は以下の研修を行い、学生の受講率100%となるよう推進した。 ・全学生を対象にクラスごとにHR等で「SNSについての注意」の研修を実施し、最近多くなっているSNSによるいじめ防止について理解を深めた。欠席者についても資料の配布や動画の閲覧により受講を促した。 ・全学生を対象に学生間がいじめに関する調査を実施する際、いじめの定義やどのような行為がいじめに該当するか考えさせ理解を深めるようにした。未回答の学生に自動送信ツールで回答を促すよう発信した。 ・1年生に対し、本郷キャンパスでは9月の特別時間割、射水キャンパスでは6月の保健の時間においてスクールカウンセラーによる心理教育研修を行った。 ・学生相談室発行の「相談室だより」で友達との関わり方や人間関係に関する意識啓発を行った。	令和6年7月
13	どのような行為がいじめに該当するか、学生が理解を深める取組を実施している。	学生間がいじめに関する調査実施時に、前期はどのような行為がいじめに該当するか記述する欄を設け考えさせ、後期は具体的な行為をいくつか挙げ、その行為がいじめに該当するかを選択式で考えさせることで、学生の理解を深める取組を行った。	今年度も引き続き、学生間がいじめに関する調査実施時に、前期はどのような行為がいじめに該当するか記述する欄を設け考えさせ、後期は具体的な行為をいくつか挙げ、その行為がいじめに該当するかを選択式で考えさせることで、学生の理解を深める取組を行った。	-
14	学生自らが、いじめ問題に主体的に行動しようとする(学生主体による防止プログラムの実施を含む)取組を推進している。	本郷キャンパスでは9月の1年生の特別時間割においてスクールカウンセラーによる心理教育研修を行い、主体的にいじめについて理解を深めた。 射水キャンパスでは1年生の保健の時間においてスクールカウンセラーによる心理教育研修、また、HRにおいて傍観者教育を行い、主体的にいじめについて理解を深めた。	今年度も引き続き、1年生に対し本郷キャンパスでは9月の特別時間割においてスクールカウンセラーによる心理教育研修、射水キャンパスでは保健の時間においてスクールカウンセラーによる心理教育研修及びHRにおいて傍観者教育を行い、学生自身が主体的にいじめについて理解を深めた。	-
15	学校がいじめ防止の取組について、保護者の理解を得るとともに、連携・協力体制を築くため、書面やホームページ等で、学校いじめ防止基本計画や取組状況等の内容を周知した。	HPにおいて「学校いじめ防止基本計画」を掲載し、周知を行っている。	今年度も引き続き、HPで周知を行っている。	-
16	いじめが認知された場合には、被害・加害の双方の保護者に対して、「学校いじめ対策委員会」による解決に向けた対応方針を伝えることを徹底している。	いじめ防止対策委員会の指示の下、関係教員から当該学生の保護者へ対応について連絡を行った。	今年度も引き続き、いじめ防止対策委員会の指示の下、関係教員から当該学生の保護者へ対応について連絡を行っている。	-
17	外部の有識者等で構成される会議(運営協議会や外部評価委員会等)で、学校いじめ防止等基本計画の内容を説明するなどして、連携・協力体制を築いている。	令和5年12月13日の外部の有識者で構成される運営諮問会議において、本校のいじめ防止体制等、いじめ対策について説明を行い、委員と意見交換を行った。	今年度も引き続き、令和6年12月24日に開催された外部の有識者で構成される運営諮問会議において、いじめ対策について説明を行った。	-
18	いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合などは、直ちに警察等と情報を共有するなど、連携して対応する体制ができている。	年度当初の学校と警察の連絡体制の確認に加え、重大事案発生時には連絡できる体制をとっており、いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合は警察と情報を共有し連携して対応した。	今年度も引き続き、学校と警察とで連絡して対応する体制をとっている。	-

いじめ防止等対策の取り組みについて
【令和6年度に実施した改善のための措置】

富山高等専門学校(射水)

	点検項目	令和5年度の取組に対する自己評価	改善のための措置	改善時期
1	機構のいじめ防止等対策ポリシー1条に規定されている「いじめ」の定義について、全教職員の共通理解を図り、いじめの認知が確実に実行されるよう意識啓発を行った。	令和5年12月18日に教職員を対象にいじめ防止研修会を開催し、「いじめ」の定義について共通理解を図るとともに、いじめの認知が確実に実行されるよう意識啓発を行った。	今年度も引き続き、教職員を対象に研修会を実施し、意識啓発を行った。 今後、教職員に対しいじめの理解度チェックを行い、いじめの定義や知識の定着を促す取組を行う予定である。	令和7年2月以降
2	定期的(2ヶ月に1度)に「学校いじめ対策委員会」を開催し、いじめやいじめの疑いのある事例について情報共有したり、各事例への対応方針を協議したりした。	2カ月に1度以上の頻度で、定期的にいじめ防止対策委員会を開催しており、令和5年度は16回開催した。 開催月：5月(1回)、6月(2回)、7月(2回)、8月(1回)、9月(1回)、10月(3回)、12月(1回)、令和6年1月(3回)、2月(1回)、3月(1回)	今年度も引き続き、2カ月に1度以上の頻度で定期的に委員会を開催するとともに、教職員からいじめの疑いがあるとの報告を受け、臨時に委員会を開催した。 令和6年度：11回開催(4月(1回)、5月(1回)、6月(1回)、7月(1回)、8月(1回)、9月(1回)、10月(1回)、12月(2回)、1月(2回))	-
3	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、教職員に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	教職員を対象としたいじめ防止研修会を令和5年12月18日に実施した。なお、当日参加できない職員に対して、オンデマンドでも参加できるようにした。	今年度も引き続き、教職員を対象に研修会を実施した。当日参加できない職員に対して、後日、オンデマンドでも聴講できるようにした。	-
4	学校がいじめの防止等の対策を組織的に推進することができるために、「学校いじめ対策委員会」が行う職務内容を定めて、全教職員に周知した。	学内グループウェアにて「いじめ防止対策委員会規則」に加え、機構の「いじめ防止等対策ポリシー」、本校の「学校いじめ防止等基本計画」、「学校いじめ防止プログラム」、「いじめ早期発見・事案対処マニュアル」等も掲載し、日常的に閲覧可能とし、令和5年12月18日に教職員を対象にいじめ防止研修会の際に周知した。	今年度も引き続き、教職員に周知し、グループウェアで日常的に閲覧できるようにしている。	-
5	いじめの未然防止や早期発見のための取組について、「学校いじめ対策委員会」が年間計画(学校いじめ防止プログラム)を策定して全教職員に周知した。	令和6年度の学校いじめ防止プログラムについて、令和6年3月27日に開催した教員会議で周知を行い、グループウェアで日常的に閲覧できるようにした。	今年度も引き続き、教職員に周知し、グループウェアで日常的に閲覧できるようにしている。	-
6	いじめの問題を一人で抱え込むことがないようにするために、教職員が学生の気になる様子を把握した場合、「学校いじめ対策委員会」へ報告することを徹底した。	令和5年12月18日に開催したいじめ防止研修会において、いじめの疑いがある場合には、「いじめ早期発見・事案対処マニュアル」に従い、いじめ防止対策委員会へ報告することを改めて周知を行った。 また、学生や保護者からの相談を受ける等により学生の気になる様子を把握した教職員から、いじめ防止対策委員会に随時報告があり、その報告に基づき委員会を開催して対応を検討した。	今年度も引き続き、いじめの疑いがある場合にはいじめ防止対策委員会へ報告することを教職員に周知・徹底した。 学生の気になる様子を把握した教職員から随時報告を受け、臨時にいじめ防止対策委員会を行った。	-
7	機構のいじめ防止等対策ポリシー第16に規定されている「重大事態」の定義について、全教職員に周知しているとともに、重大事態に関する「事実関係を把握するための調査」の実施に当たっての「学校いじめ対策委員会」の役割を定めている。	機構のいじめ防止等対策ポリシー第16に規定されている「重大事態」の定義について令和5年12月18日に開催したいじめ防止研修会において、改めて周知した。 重大事態に関する「事実関係を把握するための調査」の実施に当たっての「学校いじめ対策委員会」の役割については、本校の「学校いじめ防止等基本計画」に定めている。 機構の「いじめ防止等対策ポリシー」及び本校の「学校いじめ防止等基本計画」については、学内グループウェアにて日常的に閲覧可能としている。	今年度も引き続き、教職員に周知し、グループウェアで日常的に閲覧できるようにしている。	-
8	いじめの事案について、学生の実態や指導の経過等の情報が関係教職員で共有できるようになっている	事案が発生した場合、学生の実態や指導の経過等の情報をいじめ防止対策委員会が審議・情報共有し、Teamsで対策用のチャットチームを作成し、関係教職員において情報共有を行った。	今年度も引き続き、事案が発生した場合、学生の実態や指導の経過等の情報をいじめ防止対策委員会が審議・情報共有し、Teamsで対策用のチャットチームを作成し、関係教職員において情報共有を行った。	-
9	令和4年度の取組に対し、学校いじめ防止等基本計画、学校いじめ防止プログラム、早期発見・事案対処のマニュアルが実行性のあるものとなっているかを検証し、令和5年度の実施計画に反映しているか	実際の事例を踏まえ実行性を確認したうえで、いじめ防止対策委員会において実施計画(学校いじめ防止プログラム)の見直し・更新を行った。	高専機構のポリシー・ガイドラインの改訂に伴い、令和7年度に向けて、本校の基本計画、プログラム、マニュアル等の再整備を行う予定である。	令和7年2月以降
10	学生を対象に、いじめを把握するためのアンケートを定期的に(年4回以上)実施するとともに、その内容を「学校いじめ対策委員会」等、教職員間で共有できるようにした。	学生間がいじめに関する調査を2回実施し、調査結果をいじめ防止対策委員会と共有した。 あわせて、学生相談室において、適応感尺度調査及びHyper-QUなどを年2回実施し、気になる学生については個別面談を行い、いじめに繋がりそうな学生の面談結果をいじめ防止対策委員会と共有した。	今年度も引き続き、学生間がいじめに関する調査を2回実施し、調査結果をいじめ防止対策委員会と共有した。 あわせて、学生相談室において、適応感尺度調査及びHyper-QUなどを年2回実施し、気になる学生については個別面談を行い、いじめに繋がりそうな学生の面談結果をいじめ防止対策委員会と共有した。 合計4回行った調査については回答率100%となるよう推進しており、未回答の学生に自動送信ツールで回答を促すよう送信している。	令和6年7月
11	「学校いじめ対策委員会」の構成員の一人として、スクールカウンセラーを含み役割を明確にしているとともに、スクールカウンセラーが得た情報を、教職員間で共有できるようにしている	いじめ防止対策委員会内で、学生間がいじめに関する調査(年2回)の調査結果について対応を審議する際に、学生相談室からスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの面談結果等、同室が持っている情報について共有し、具体的な対応をとっている。 なお、個別にいじめ事案が発生した場合についても、必要に応じて本校のスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーに参加させ情報共有できる体制をとっており、令和6年2月1日のいじめ防止対策委員会にスクールカウンセラーが参加し、いじめ事案への対応について検討した。	今年度も引き続き、個別にいじめ事案が発生した場合等、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーがいじめ防止対策委員会の構成員として参加し、面談結果等学生相談室が持っている情報を、適切な範囲の教職員間で共有するとともに、いじめへの具体的な対応をとっている。	-
12	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、学生に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	令和5年5月23日に両キャンパスの1年生全員に対し、「SNSについての注意」の講習を実施し、最近多くなっているSNSによるいじめ防止に関する研修を行った。 本郷キャンパスでは9月の1年生の特別時間割、射水キャンパスでは6月の1年生の保健の時間においてスクールカウンセラーによる心理教育研修を行った。 また、学生間がいじめに関する調査を実施する際、いじめの定義やどのような行為がいじめに該当するか考えさせ理解を深めるようにした。 学生相談室発行の「相談室だより」で友達との関わり方や人間関係に関する意識啓発を行った。	令和6年度は以下の研修を行い、学生の受講率100%となるよう推進した。 ・全学生を対象にクラスごとにHR等で「SNSについての注意」の研修を実施し、最近多くなっているSNSによるいじめ防止について理解を深めた。欠席者についても資料の配布や動画の閲覧により受講を促した。 ・全学生を対象に学生間がいじめに関する調査を実施する際、いじめの定義やどのような行為がいじめに該当するか考えさせ理解を深めるようにした。未回答の学生に自動送信ツールで回答を促すよう発信した。 ・1年生に対し、本郷キャンパスでは9月の特別時間割、射水キャンパスでは6月の保健の時間においてスクールカウンセラーによる心理教育研修を行った。 ・学生相談室発行の「相談室だより」で友達との関わり方や人間関係に関する意識啓発を行った。	令和6年7月
13	どのような行為がいじめに該当するか、学生が理解を深める取組を実施している。	学生間がいじめに関する調査実施時に、前期はどのような行為がいじめに該当するか記述する欄を設け考えさせ、後期は具体的な行為をいくつか挙げ、その行為がいじめに該当するかを選択式で考えさせることで、学生の理解を深める取組を行った。	今年度も引き続き、学生間がいじめに関する調査実施時に、前期はどのような行為がいじめに該当するか記述する欄を設け考えさせ、後期は具体的な行為をいくつか挙げ、その行為がいじめに該当するかを選択式で考えさせることで、学生の理解を深める取組を行った。	-
14	学生自らが、いじめ問題に主体的に行動しようとする(学生主体による防止プログラムの実施を含む)取組を推進している。	本郷キャンパスでは9月の1年生の特別時間割においてスクールカウンセラーによる心理教育研修を行い、主体的にいじめについて理解を深めた。 射水キャンパスでは1年生の保健の時間においてスクールカウンセラーによる心理教育研修、また、HRにおいて傍聴者教育を行い、主体的にいじめについて理解を深めた。	今年度も引き続き、1年生に対し本郷キャンパスでは9月の特別時間割においてスクールカウンセラーによる心理教育研修、射水キャンパスでは保健の時間においてスクールカウンセラーによる心理教育研修及びHRにおいて傍聴者教育を行い、学生自身が主体的にいじめについて理解を深めた。	-
15	学校がいじめ防止の取組について、保護者の理解を得るとともに、連携・協力体制を築くため、書面やホームページ等で、学校いじめ防止基本計画や取組状況等の内容を周知した。	HPにおいて「学校いじめ防止基本計画」を掲載し、周知を行っている。	今年度も引き続き、HPで周知を行っている。	-
16	いじめが認知された場合には、被害・加害の双方の保護者に対して、「学校いじめ対策委員会」による解決に向けた対応方針を伝えることを徹底している。	いじめ防止対策委員会の指示の下、関係教員から当該学生の保護者へ対応について連絡を行った。	今年度も引き続き、いじめ防止対策委員会の指示の下、関係教員から当該学生の保護者へ対応について連絡を行っている。	-
17	外部の有識者等で構成される会議(運営協議会や外部評価委員会等)で、学校いじめ防止等基本計画の内容を説明するなどして、連携・協力体制を築いている。	令和5年12月13日の外部の有識者で構成される運営諮問会議において、本校のいじめ防止体制等、いじめ対策について説明を行い、委員と意見交換を行った。	今年度も引き続き、令和6年12月24日に開催された外部の有識者で構成される運営諮問会議において、いじめ対策について説明を行った。	-
18	いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合などは、直ちに警察等と情報を共有するなど、連携して対応する体制ができている。	年度当初の学校と警察の連絡体制の確認に加え、重大事案発生時には連絡できる体制をとっており、いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合は警察と情報を共有し連携して対応した。	今年度も引き続き、学校と警察とで連絡して対応する体制をとっている。	-